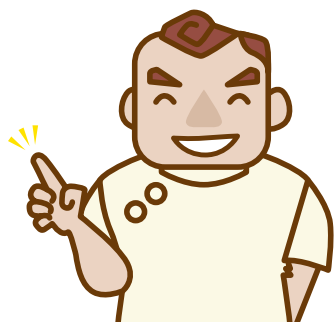


鍼灸院・マッサージ院等で 施術を受けられる方へ



組合員証を使って鍼灸院・マッサージ院等ではり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師から施術を受ける場合は、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。
また、継続して施術を受けるためには、定期的に医師の診察と同意を得る必要があります。



こんなときは、組合員証が使えません

- 医師の診察と同意を得ずに施術を受けるとき
- 病院等で同一の傷病について治療を受けているとき
※あん摩マッサージ指圧師からの施術は病院等で治療を受けているときでも、療養費を支給できる場合があります。
- 同一の傷病について、あん摩マッサージ指圧師からの施術を受けながら、同時にはり師・きゅう師又は柔道整復師からの施術を受けるとき
- 同一の傷病について、数か所の施術所で同時に施術を受けるとき(2か所のはり師に通っている等)

鍼灸院・マッサージ院等ではり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師から 施術を受ける場合の注意事項



組合員証を使って施術を受けるには、6か月(変形徒手矯正術にかかる施術は1か月)ごとに、医師の診察を受け、同意を得る必要があります。



訪問による施術では、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して施術を受けることが困難な場合に、施術師が自宅又は入所されている施設へ赴き、施術を行った場合に往療料が算定されます。

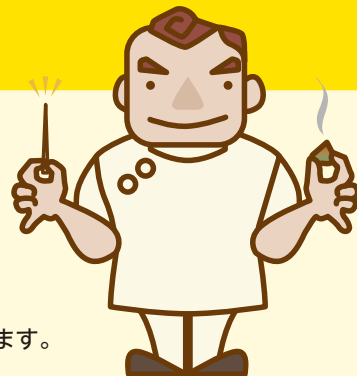
裏面へ続きます →



組合員証を使えるのはどんなとき？

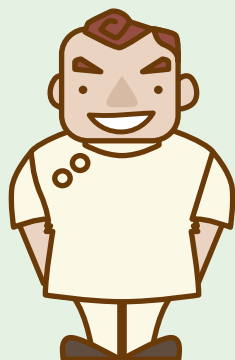
1 はり師・きゅう師による施術

主に6疾患(神経痛、リウマチ、^{けいわん}頸腕症候群、五十肩、^{けいつい}腰痛症及び頸椎捻挫後遺症)で医師により適切な治療手段がないと認められ、医師の同意を得たもの
※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛も対象となります。



2 あん摩マッサージ指圧師による施術

筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について医師の同意を得たもの



今後も、施術日や施術内容等について
共済組合からお尋ねすることがあります。

鍼灸院・マッサージ院等ではり師・きゅう師・
あん摩マッサージ指圧師から施術を受けた場合は、負傷部位、
施術内容、施術年月日の記録や領収書等を保管するなどして、
ご自身で回答できるよう、ご協力をお願いします。